

<報道発表資料>

E-mail: a4105@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー：お知らせ

令和5年7月6日

武蔵野の落ち葉堆肥農法が「世界農業遺産」に認定されました

このたび、国連食糧農業機関（FAO）により、本県の「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が世界農業遺産に認定されました。関東地方では初めての認定となります。

1 武蔵野の落ち葉堆肥農法の概要

江戸時代の人口増加に伴い、屋敷地・畑地・平地林を含む細長い短冊形の地割によって開拓されました。平地林の落ち葉を使った伝統的な「落ち葉堆肥農法」により、栄養分が少ない土地を肥沃な畑地に変え、今日まで受け継がれています。

2 申請者の概要

申請者：武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会

設立：平成28年8月24日

構成：川越市、所沢市、ふじみ野市、三芳町、いるま野農業協同組合
埼玉県川越農林振興センター

会長：林 伊佐雄（三芳町長）

3 審査の経緯

平成29年3月 日本農業遺産認定

令和3年 2月 世界農業遺産国内選考通過

令和3年10月 国連食糧農業機関（FAO）へ世界農業遺産認定申請書を提出

令和5年 6月 FAOによる現地調査

令和5年 7月 世界農業遺産に認定

4 世界農業遺産認定に係る知事コメント

埼玉県が誇る伝統的農法である武蔵野の落ち葉堆肥農法が「世界農業遺産」として認定され、大変喜ばしく思います。

大都市近郊でありながら、300年以上もこの伝統的農法を守り、世界農業遺産の認定に向け御尽力いただいた実践農業者の皆さまをはじめとする関係者の皆さまに、深く敬意を表します。

武蔵野地域が世界的に高い評価を得て、世界農業遺産として認定されたことは埼玉県の大いなる誇りであり、これからも継承されていくことを期待しています。

5 知事表敬訪問の実施

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会の会員である、関係市町長、実践農業者等が知事を表敬訪問し、知事に世界農業遺産認定の報告をします。

- (1) 日時 令和5年7月10日(月曜日) 10時10分～10時25分
- (2) 場所 埼玉県庁本庁舎2階 庁議室

6 世界農業遺産

世界農業遺産(GIAHS)とは、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)であり、国際連合食糧農業機関(FAO)により認定されます。

世界で24ヶ国74地域、日本では13地域が認定されています(令和5年2月現在)。

(農林水産省ホームページから引用)

7 関連ホームページ

武蔵野の落ち葉堆肥農法世界農業遺産推進協議会

<http://giahs-musashino.jp/>

埼玉県 武蔵野地域「武蔵野の落ち葉堆肥農法」(農林水産省)

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_3_101.html